

三次市告示第 7 5 号

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、農地（地目が田又は畑をいう。以下同じ。）を管理する上で、労働負担が大きく経営上の課題となっている畦畔，法面等の管理作業の省力化を行い，耕作放棄地の発生防止，農地の維持を図るため，ラジコン草刈機又は法面草刈機を導入する者に対し，予算の範囲内において補助金を交付するものとし，その交付に関しては，三次市補助金等交付規則（平成 1 6 年三次市規則第 6 5 号）に定めるもののほか，この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) ラジコン草刈機 次のアからウまでの要件を満たすもの

ア 送受信機を用い，無線で遠隔操作できるもの

イ 農地を管理する上で必要な畦畔，法面等の草刈りを主目的とするもの

ウ メーカーが製造し，一般に販売するもの

(2) 法面草刈機 次のアからウまでの要件を満たすもの

ア エンジン等の動力により自走するもの（乗用草刈機は除く。）

イ 農地を管理する上で必要な畦畔，法面等の草刈りを主目的とするもの

ウ メーカーが製造し，一般に販売するもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に居住し，市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている農地において，現に農業経営を行っている者で，今後も継続して農産物を出荷・販売しようとするもの

(2) 個人にあっては世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税，料等（以下「市税等」という。）を完納し，法人にあっては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

（補助金額等）

第4条 補助金額等は，別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は，三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし，市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認できるときは，当該書類を省略することができる。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 営農計画書の写し又は農地の地名，地番，面積及び作物が確認できる書類

(4) 見積書等補助対象経費を確認できる資料

(5) 個人情報閲覧に関する同意書

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第6条 市長は，前条の申請について内容を審査の上，適当と認めるときは，補助金額を決定し，申請者に対して三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援

事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により，通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第 7 条 申請者は，補助対象事業の内容を変更しようとする場合には，あらかじめ三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは，内容を審査の上，適当と認めるときは，補助金額を変更し，三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により，申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 申請者は，補助対象事業完了後速やかに，三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 9 条 市長は，前条の実績報告について内容を審査の上，補助金額を確定したときは，三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により，申請者に通知するものとする。

2 市長は，前項に規定する補助金額の確定について，必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は，遅滞なく三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

（遵守事項）

第 11 条 申請者は，補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して 3 年以上は，農作物の栽培を継続しなければならない。

2 申請者は，補助対象事業に関する帳簿及び書類を整理し，補助対象事業完了

年度の翌年度から起算して、５年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１２条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 補助金交付の要件に違反した場合

(2) 偽りその他不正な手段により補助金を受けた場合

(3) 法定耐用年数（７年）を経過する日までの間に、当該ラジコン草刈機・法面草刈機を処分したとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められる場合

２ 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により、補助金交付決定の取消しを通知するものとする。

（その他）

第１３条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２ この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

（告示失効後の経過措置）

３ 第１１条及び第１２条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象	補助対象経費	対象要件	補助金額等
ラジコン 草刈機	ラジコン草刈機の導入に要した経費（他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、交付を受けた補助金等の額を差し引いた額）	申請者が管理する市内の農地の登記面積の合計が300アール以上であること。	（補助率） 補助対象経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の3分の1以内とする。 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 （補助上限額） 単年度50万円とする。
法面草刈機	法面草刈機の導入に要した経費（他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、交付を受けた補助金等の額を差し引いた額）	申請者が管理する市内の農地の登記面積の合計が30アール以上であること。	（補助率） 補助対象経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の5分の1以内とする。 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 （補助上限額） 単年度5万円とする。

備考

- 1 ラジコン草刈機及び法面草刈機は、新品のものに限る。
- 2 ラジコン草刈機及び法面草刈機の補助は、1経営体につき、それぞれ1台限りとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

年度三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金を受けたいので、
三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に
より、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

2 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 営農計画書の写し又は農地の地名，地番，面積及び作物が確認できる書類
- (4) 見積書等補助対象経費を確認できる資料
- (5) 個人情報閲覧に関する同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

事業計画書

1 作付計画

(単位：a)

作物名	年度		年度		年度	
	ほ場地番	面積	ほ場地番	面積	ほ場地番	面積
	計		計		計	

2 販売計画

(単位：kg)

作物名	年度		年度		年度	
	出荷・販売 先	数量	出荷・販売 先	数量	出荷・販売 先	数量
	計		計		計	

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠
三次市補助金		
自己資金		
合計		

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	補助金等 充当額			積算根拠
		補助対象経費			
合計					

三次 指令第 号
年 月 日

様

三 次 市 長 印

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金については、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

2 補助対象事業の内容等

この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業で、その内容は、年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

この補助対象事業は、三次市補助金等交付規則第 6 条に規定するもののほか、この補助金に係る法令、告示等に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

年 月 日付け三次 指令第 号で交付決定通知のあった事業について、次の理由により事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

(2) 変更申請額 金 _____ 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

(3) 添付書類

収支予算書（変更）

収支予算書（変更）

1 収入

（単位：円）

区分	変更前 予算額	変更後 予算額	増減額	積算根拠
三次市補助金				
自己資金				
合計				

2 支出

（単位：円）

区分	変更前 予算額	変更後 予算額	補助対象	補助金等 充当額	積算根拠
			経費		
合計					

様式第4号（第7条関係）

三次 指令第 号
年 月 日

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金変更交付決定通知書

様

三 次 市 長 印

年 月 日付けで申請の三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金については、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更交付決定をしたので通知します。

1 変更前交付決定額 金 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

2 変更後交付決定額 金 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

3 変更の理由

4 交付の条件

- (1) この補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- (2) この補助対象事業が完了したときは、実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

様式第 5 号（第 8 条関係）

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

年 月 日付け三次 指令第 号で交付決定通知のあった、
年度三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業が完了したので、次のと
おり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 金 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	積算根拠
三次市補助金			
自己資金			
合計			

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	補助対象 経費	決算額	補助対象 経費	補助金等 充当額	積算根拠
合計						

様式第 6 号（第 9 条関係）

三次 指令第 号
年 月 日

様

三 次 市 長 印

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け三次 指令第 号により決定した三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金の交付について、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

2 交付確定額 金 _____ 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

請求者 住所
氏名
連絡先

年 月 日付け三次 指令第 号により交付の確定を受けた，
年度三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金として，次のとおり
請求します。

1 請求金額 金 円

(内訳)

ラジコン草刈機	円
法面草刈機	円

2 振込先

(振込先金融機関名)		1 普通	2 当座	3 その他 ()				
		フリガナ						
		口座名義人						
		口座番号						
農協	本店							
銀行								
金庫	支店							

3 請求者と振込口座名義人が異なる場合は，当該補助金の受領について，上記
の口座名義人に委任します。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

三次 指令第 号
年 月 日

様

三 次 市 長 印

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け三次 指令第 号による 年度三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）について、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

ついては、この補助金を次のとおり返還してください。

1 交付決定の取消額

交付決定額	金	円
今回取消額	金	円
更正決定額	金	円

2 取消しをする理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還方法 別紙納付書による。

5 納付場所 別紙納付場所による。